

1 措置について

4月8日（水）から5月6日（水）までの間を臨時休業とする。

- ・ 臨時休業の期間や範囲等については、府域の状況により変更する場合がある。
- ・ 入学式は、感染拡大防止のための措置を講じたうえで実施することができる。
ただし、府立高校においては新入生と教職員のみの参列とする。

2 臨時休業期間中の対応

学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて登校日を設定する。

- (1) 児童生徒等に対し週に1～2回の登校日を設定する。
- (2) 通常の授業は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
また、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、健康診断、オリエンテーション等を実施することができる。
- (3) 1教室あたりの人数は20人程度までとし、分散登校により行う。また、活動終了後は速やかに下校させる。
分散登校の例：
 - ・ 1年：月曜日、2年：水曜日、3年：金曜日
 - ・ 奇数クラス：午前 偶数クラス：午後
 - ・ 上2つの組合せ
 - ・ 支援学校では、学部や学年毎に曜日を変える 等
- (4) 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。支援学校の通学バスは運行する。
- (5) 学校での滞在時間は2時間程度とする。
- (6) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。